

新型コロナウィルス感染症に係る
社会福祉法人信和会職員の行動指針
(第 2 版)

社会福祉法人信和会
理事長 栗原 信

1 はじめに

昨年12月、中華人民共和国湖北省武漢市からと思われる集団感染の発生以降、日本国内はもとより世界中に拡大している「新型コロナウィルス感染症」は、今なおその勢いは留まることを知りません。

県内外において、高齢者施設、事業所等でも感染確認がされている現在、万が一にも当事業所の中で集団感染(クラスター)が発生した場合には、もはや打つ手はないとさえ思えます。まさに私たちの足下まで忍び寄っていると考えて間違ひありません。

わが国では、法的な根拠が無いことから、国や自治体において、市民の行動を制限するには至っておりませんが、私たち福祉施設においては、ご利用いただいている障害者やお年寄りの暮らしや大切な命を守っていく責任があります。そして併せて、働く職員の皆様と、そのご家族様の健康な生活を守らなければなりません。

そこで、信和会としては、共に働く職員の皆様が、お互いに安心して業務に従事できるよう、ここに「行動指針」を策定いたします。

2 基本的な考え方

- 施設を利用される障害者やお年寄りの、健康と大切な命を守るために
- ご利用されている方のご家族や地域の方の、信頼と安心を守るために
- 感染者及び濃厚接触者等の、人権や個人のプライバシーを守るために

3 職員の行動指針

<衛生・健康管理>

- ・日頃からこまめなうがい・手洗いなど、感染予防を徹底しましょう。
- ・検温を習慣化し、特に起床後、出勤前には自宅で検温し、出勤後に報告しましょう。万が一、平熱より概ね1°C以上高い場合、自宅を出る前に所属長等に連絡し、指示を仰ぎましょう。
- ・業務上必要な場面においては、常にマスクを着用しましょう。特に風邪症状(咳、鼻水等)のある方については施設内外を問わず、マスクを着用しましょう。
- ・規則正しい生活(睡眠・食事等)を心掛け、自身の免疫力を高めましょう。

<通勤・移動>

- ・電車・バス等公共交通機関で通勤される方は、移動中のマスク着用、人との接触を避けるようにできるだけ距離をとりましょう(2m前後推奨)。その後のうがい・手洗い・手指消毒等を徹底しましょう。
- ・自家用車での通勤の方も、移動後のうがい・手洗い・手指消毒を徹底するとともに、自家

用車内の衛生管理に心がけましょう。

- ・業務の内外を問わず、外出等については、緊急性(いましかない)・代替性(これしかない)・必要性(やるしかない)などを考慮して、不要不急な外出は避けるようにし、感染のリスクを極力引き下げるよう心がけましょう。
- ・不特定多数の方が集まるような集会・イベント等への参加は、原則として禁止します。
- ・毎日の行動等(いつ・どこで・だれと・なにを)を手帳等に記録しておきましょう。

4 法人・施設の取組指針

<会議・集会等>

- ・施設内で行う業務上必要な会議については、短時間で効率的に行えるよう留意します。
- ・適宜換気する、座席の間隔を空けるなど、「三つの密(密閉・密集・密接)」に当たらないよう配慮します。
- ・法人施設間の人の移動を最小限にするための代替手段として、電話・メール・共有サーバー等できるだけ通信手段を活用します。
- ・出張等、外部の会議等についても、不要不急でないものについては原則自粛といたします。

<労務管理>

- ・職員の多くは自家用車出勤であることから、原則として時差出勤等の措置は講じません。ただし、公共交通機関を利用されている職員については、所属長等と相談の上、個別具体的に対応いたします。
- ・法人職員、事務職員等であっても、原則として、施設に出勤して業務にあたることとします。

<福利厚生>

- ・国及び自治体の公的機関の方針により、職員の勤務形態変更や休業等が発生する場合は、原則として対応し特例措置といたします。助成金制度など、できるだけ運用できる範囲にて活用していきます。
- ・通常の体調不良等各施設での判断により休業等対応した場合は、インフルエンザ感染症と同様、自己管理要件といたします。

5 基本人権の尊重と個人情報の保護

<感染者及び濃厚接触者について>

- ・正しく、速やかに、必要な情報が伝えられなければ、感染の拡大を防ぐことはできませんが、公開できる個人情報は、プライバシーの保護に配慮されなければなりません。
- ・私たちが業務上知りえた情報であっても、他者に伝達・共有できる情報は、一般に公開されている情報の範囲内でなければなりません。(新聞掲載等の範囲)
- ・仮に同意を得た上で情報開示であっても、その情報から他者のプライバシーを侵害する

可能性のある情報については開示できませんので、十分に配慮しましょう。

6 感染の拡大を防ぐために

<正しい情報で、正しく恐れる>

- ・世界中に感染が拡大している現在、報道の多くは「新型コロナウィルス関連」のものです。テレビやインターネット、SNS等様々な媒体で氾濫している情報の中には、当然正しくないもの（デマ等）も含まれます。冷静かつ思慮をもって判断し、正しい情報で、正しく恐れていく必要があります。

<迅速な情報・共有と拡大防止に向けた対応>

- ・報告・連絡・相談が、一日遅れただけで感染の拡大は進んでしまいます。できる限り早い段階での情報伝達・共有と、迅速な感染拡大防止に向けた対応が必要になります。
- ・身近なところで感染や感染の疑いが確認できた時には、十分に個人情報に配慮しながらも、速やかに所属長等へ報告・連絡・相談をしてください。

以上のこととは、福祉施設職員としての「行動指針」であるとともに、今や全国民が守るべき一般的な内容が多く含まれます。

職員の皆様はもとより、同居されているご家族様等にもご理解ご協力を賜りまして、一丸となって感染の拡大を防ぎ、この危機を乗り切っていきましょう。

第1版 令和2年4月 7日 施行

第2版 令和2年7月 1日 施行

「新型コロナウィルス感染」を身近に感じたら

＜体調不良を自覚したら＞

- ・「行動指針」で示した通り、出勤前の検温で、自身の平熱(35～36°C台から)から概ね1°C以上高い場合は、自宅を出る前に所属長等に連絡し、指示を仰ぎましょう。
- ・信和会制定の新型コロナウィルス症状自己判定フローチャート(最新版)を基に対応を行うようにしてください。

＜同居の家族等に感染が疑わいたら＞

- ・同居の家族とは、同居の家族同様に濃厚接触がある方を含みます。
- ・同居の家族等に、「感染の疑いがあった場合」には、直ちに所属長等に連絡をし、状況を報告してください。相談の上、状況により出勤を控えていただくことがあります。
例)「同居の祖父が、発熱が続いており、センターに相談したところ検査をすることとなった」
- ・同居の家族等の職場や学校等に、「感染者・濃厚接触者が確認された場合」も、同様に報告してください。相談の上、状況により出勤を控えていただくことがあります。
例)「同居する娘の、勤務先の同僚が、濃厚接触者として検査しているようです。」

＜身近な家族等が感染者・ご自身が濃厚接触者となったら＞

- ・直ちに所属長等へ連絡をし、状況を報告してください。
- ・当面は自宅待機となり、保健所等の管理指導下に、指示に従っての対応となります。
- ・時間が経過するにしたがって状況が変わっていきます。可能な限り、電話・メール等で状況報告をしてください。
- ・PCR検査の結果、感染が確認された場合は、2週間程度さかのぼっての行動履歴など、保健所の聞き取りに対応します。できる限り正確に、誠実に対応してください。
- ・一般に公表する職種等の内容については、自身が同意できる範囲で構いません。施設・事業所名などの公表については、所属長等に一度ご相談ください。